

# くらしの情報

- 総務課  
総務グループ ☎0240-27-2111  
企画グループ ☎0240-27-2114

- 町民課  
税務グループ ☎0240-27-4160  
町民保健グループ ☎0240-27-2113  
福祉環境グループ ☎0240-27-2115  
保健センター ☎0240-27-3040

- 建設課  
建設グループ ☎0240-27-4161  
除染対策グループ ☎0240-27-4162  
産業グループ ☎0240-27-4163  
復興建設グループ ☎0240-27-1251

- 教育委員会事務局  
教育グループ ☎0240-27-4166  
● 出納室 ☎0240-27-4164  
● 議会事務局 ☎0240-27-4165  
● 農業委員会事務局 ☎0240-27-4163

## 除染 墓地除染のお知らせ

### 区画内除染を行う場合は、お申込みください

共同墓地、宗教法人墓地の通路・墓地内広場など共用部分の除染は、盆前までに完了する予定です。

また、区画内（墓標がある場所）は、彼岸以降に除染を行う予定ですが、『所有者の把握が困難なこと』や『第三者による作業への抵抗があるとのこと』から、申込により区画内の除染を実施することとしました。

区画内除染を希望する方は、期間内に右記まで申込みください。町外の方への周知方法は墓地入口に看板を設置し、お墓参りの際に確認をいただく事になりますが、ご親戚などがある場合はお知らせください。

なお、個人が管理する墓地の除染については、個別の対応となりますのでご連絡をお願いします。

- ▶ 墓地区画内の作業方法（予定）  
手作業による除草 墓標等石材のから拭き  
玉砂利などの洗浄

↓ 除染の様子



- ▶ 申込受付期間  
8月19日（月）から8月30日（金）まで  
午前9時～午後5時（土日祝日を除く）
- ▶ 申込について  
除染箇所の確認のため、現地立会いをお願いします。  
立ち会いの日程については、申込時に調整します。
- ▶ 申込先  
清水建設駅前事務所 ☎0240-28-0731  
除染対策グループ ☎0240-27-4162

## 福祉 お盆送り供物などの回収について

### お盆送りの供物をお預かりします

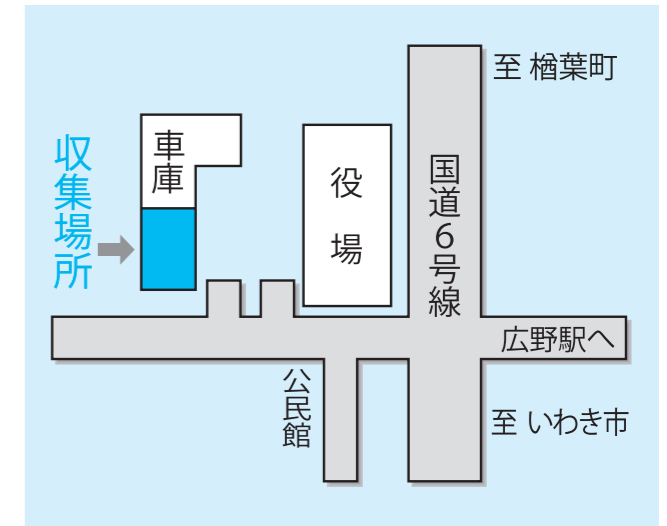
河川などの環境を守り、町をきれいにするためにお盆送りの供物などをお預かりします。

なお、お預かり場所には供物台を設け焼香が出来るよう準備します。

- ▶ 期 日 8月16日（金）  
午前6時から午前9時まで
- ▶ 場 所 広野町役場「公用車駐車場」
- 問 福祉環境グループ ☎0240-27-2115



↑ 収集場所



## 福祉 被災者生活資金の返済について

### 被災者生活資金の返済猶予期間が終了しています

東日本大震災等による避難に伴い、当面の生活資金として貸付いたしました「被災者生活資金」については、返済猶予期間が終了しています。

- ▶ 貸付額 一世帯当たり 50,000円
- ▶ 利子 無利子
- ▶ 貸付期間 貸付日より3年間  
（※最初の1年間は返済猶予）
- ▶ 返済方法 貸付日から1年経過後3年以内に広野町福祉環境グループへ持参。  
なお、事前にご連絡いただいた場合、納入通知書を交付しますので、広野町指定金融機関である「あぶくま信用金庫」の窓口で納めることが出来ます。

問 福祉環境グループ ☎0240-27-2115

## 町民保健 国民年金保険料について

### 保険料の免除申請受付けています

平成25年7月1日から、平成25年7月から平成26年6月分保険料の免除申請を受付けております。

広野町（福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村）に、平成23年3月11日時点で住所を有していた方は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。

免除期間に対する年金の給付は、満額給付に対し2分の1となります。

問 町民保健グループ ☎0240-27-2113

## 福祉 児童扶養手当・特別児童扶養手当

### 現況届・所得状況届の手続きをお願いします

8月より児童扶養手当の現況届および特別児童扶養手当の所得状況届の受付が始まります。

- ▶ 児童扶養手当現況届の受付期間  
平成25年8月1日（木）～平成25年8月30日（金）
- ▶ 特別児童扶養手当所得状況届の受付期間  
平成25年8月13日（火）～平成25年9月10日（火）

- ▶ 手続き先  
・ 広野町へ帰還された方、いわき市へ避難されている方  
→ 広野町福祉環境グループ  
・ 前記以外の市区町村へ避難されている方  
→ 避難先の市区町村役場

必要書類につきましては、通知文にてご確認ください。  
なお、現況届、所得状況届は郵便による提出が認められません。必要書類をそろえたうえで、必ず窓口までお越しくださるようお願いいたします。

また、現況届・所得状況届の手続きが遅れると、次回の手当の支払いが遅れたり、手当額が減額される場合がありますので、期間内に手続きを行うようにしてください。

※児童手当のみを受給されている方につきましては、今回の手続きは発生いたしませんのでご留意ください。

問 福祉環境グループ ☎0240-27-2115